辰作物等への支援

8月の豪雨被害の復旧を支援します

町では、8月の豪雨災害により被害を受けた、農作物・農地・農業用施設・宅地などを対 象に様々な支援を行います。それぞれ補助額の上限や補助率が異なるほか、補助の対象要件 がありますので、詳しくは問い合わせください。

ご確認ください。

対

なお、農業関係の支援については農事実行組合長を通じて、チラシを配布していますので

※農業関係の支援については、一部変更となる場合があります。

す。(上限50万円) 、復旧または移転する費用を補助重点振興作物※の栽培を継続する

U

(補助上限あり)た経費の2分の1を補助します。て、収量や品質低下を防ぐため行なって、収量や品質低下を防ぐため行なっ

農作物等の高温

•

への支援 乾燥対策

☎(32)2111(内線13) 舟形町農業振興課農政企画係

ふきのとう、トマトルコギキョウ、 うる タラの芽、

②被災した園地からの移転先において 農薬、重機等のリースの購入に要する経費()被災した園地の修復に 上物(ねぎ、にらべ重点振興作物: 機等のリ 園地の造成にかかる資材等の する経費 にら、 ース料など))、アスパラガス、きゅうり. ·町農業再生協議会が定める 栓費(種子、支柱、修復にかかる資材等 ース料など) 重に

人件費

(町で定めた労務単価以下)

☎(32)2111(内線41) 舟形町地域整備課農村整備係 ▼問い合わせ/ ②請負工事 燃料費 機械リ ス料

請負工事に支払われた経費

①直営工事 対象

施設5分の4を補助します。に要する経費。農地10分の10、農地・農業用施設の原形復旧

農地等の復旧へ の支援 農業用のため

切土、

盛土、

堆積土砂の排土)

土地の整地

の擁壁の除去を含むの設置

用排水路※の復旧工事シート張工等仮復旧

心肥が必要となった※農薬と肥料につ.

農業用水確保のための工事、

賃借または購入費。

畜産施設等

林業専用道、

樹勢または草勢回復のための肥料購入費用病害防除または除草のための農薬購入費用

ハウスや農機具

☎(32)2111(内線33) 舟形町住民税務課危機管理室

にこれらに関する水路生活を維持する上で必要不可欠な私道並び※用排水路…住宅の敷地及び住宅に接続し、

・ 嫌壁の 対象 整形及び保護

旧に係る補助事業に該当しないもの。 ※原形復旧工事であって、その他の災害復 (上限10万円)に要する経費の2分の1を補助します。宅地の原形復旧※のための次の工事

宅地等の復旧 への支援

(の1を補助します。(補助上限あり)次の対象の復旧にかかった費用の2

(は、新たに防除・)。揚水機の燃料費(めの工事、揚水機

町内で準備しておきたいもの - 公民館などで備蓄

、肥が必要となった場
※農薬と肥料につご

新たに防除・施

確認しよう! 家庭&町内で備える非常用備品

家庭で準備しておくもの - 非常持ち出し品

■携帯ラジオ・携帯電話 ラジオはAM·FMの両方聴取

■軍手・タオル・着替え

衣類は、夏場でも長袖・長ズボ

ンを準備。めがね、補聴器など。

常備薬のほか、包帯、絆創膏

かぜ薬、解熱剤、胃腸薬など。

避難所では風邪・インフルエン

ザが流行しやすいため、マスク

できるもの。

■医薬品

入費用

樹勢または草勢回復の入費用

ため

の肥料購

・害虫防除または除草のための農薬購・井戸や灌水施設等の設置工事賃借または購入費。揚水機の燃料費

雷(32)2111 (内線43) 舟形町農業振興課農政企画係

問い合わせ

■食料

■懐中電灯

■非常食·飲料水

■お金・貴重品

一人に1つ用意。出来れば予備 電池・電球もあわせて準備。

調理不要な缶詰、乾パン、ペッ トボトルなど3日分を用意。

公衆電話の利用などに必要な

通帳、保険証、免許証なども準

10円玉、テレホンカードなど。

缶詰、レトルト、カップ麺など。 非常食3日分プラス数日間分を 目安に確保しておく。

■カセットコンロなど

大勢の炊き出しや、冬場の備え として準備。

■水

一人当たり一日1~3リットル を目安に。ポリタンクへの汲み 水、風呂桶への貯水など。

■消火·救助用品

消火器、のこぎり、スコップ、 バール、車のジャッキなど。

■その他

●ビニールシート

発電機・投光器

●毛布・タオル ●土のう袋

●携帯トイレ

チェーンソー

●テレビ・ラジオ

●使い捨てカイ□

●バケツ・なべ ●筆記用具・ガムテープ

(はしご・ロープ

◎救急セット ◎地図など

※大規模災害の発生直後は、ライフラインの損壊等により、救援物質が届かないこともあります。発災から最低 3日分の非常食および飲料水を準備しておきましょう。

▼問い合わせ/舟形町住民税務課危機管理室 ☎(32)2111(内線313)

7 広報ふながた30.9